

# 新磯地域包括支援センター

## 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人湘北福祉郷が受託運営する新磯地域包括支援センター指定介護予防事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業及び第1号介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、保健師等その他指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、事業対象又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、事業対象者又は要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適正な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者等の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思を尊重し特定の種類又は介護予防事業者若しくは地域密着型介護サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行うこととする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 新磯地域包括支援センター
- 二 所在地 相模原市南区新戸1716番地1 (新戸デイサービスセンター内)

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤1名(主任介護支援専門員と兼務))  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当るものとする。
- 二 担当職員 4名(常勤4名(内1名管理者と兼務))  
担当職員は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当る。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日を含む)ただし、12月29日から1月3日の間は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

### (指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営む為に必要な目標を設定する。

三 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成する為に行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成する。

四 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

五 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

六 その他具体的には、市条例59条の規定により「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第3条7号第29条から第31条)に従って実施する。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの及び相模原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とし、当該指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料及び交通費等の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、相模原市南区新磯地域とする。

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。加えて記録を残すものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定し、及び設置する。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行い記録を残すものとする。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業者は、感染症が発生した際、またはまん延防止のために、次の措置を講じるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(法人内で設置)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(2)事業所(法人全体)における感染症の予防とまん延防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、法人職員を対象に感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 当事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人湘北福祉郷と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年12月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月19日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。